三　貸付けのために必要な供給確保促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項
四　供給確保促進業務に係る債権の管理に関する事項
五　供給確保促進業務に係る帳簿の管理に関する事項
六　供給確保促進業務の委託に関する事項
七　その他供給確保促進業務の実施に関する事項
（法第十六条第四項第三号イの主務省令で定める者）
第五条　法第十六条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（指定金融機関の商号等の変更の届出）
第六条　法第十七条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。
（供給確保促進業務規程の変更の申請等）
第七条　指定金融機関は、法第十八条第一項の規定により供給確保促進業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
一　変更する規定の新旧対照表
二　変更後の供給確保促進業務規程
三　変更に関する意思の決定を証する書面
（協定に定める事項）
第八条　法第十九条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　供給確保促進業務の内容及び実施方法に関する事項
二　供給確保促進円滑化業務の内容及び実施方法に関する事項
三　供給確保促進業務に係る債権の管理に関する事項
四　その他供給確保促進業務及び供給確保促進円滑化業務の実施に関する事項
（帳簿の記載）
第九条　法第二十条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　供給確保促進業務の実施状況
二　供給確保促進業務に係る債権の状況
三　供給確保促進業務を行うために株式会社日本政策金融公庫から受けた供給確保促進円滑化業務による信用の供与の状況

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
（供給確保促進業務の休廃止の届出）
第十条　指定金融機関は、法第二十二条第一項の規定により供給確保促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
一　休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面
二　供給確保促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面
（申請等の方法）
第十一条　法第十六条第一項、法第十七条第二項、法第十八条第一項及び法第二十二条第一項並びに第三条、第六条、第七条及び前条の規定による内閣総理大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、内閣総理大臣又は財務大臣のいずれか一の大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一の大臣が提出を受けた日において他の大臣に提出されたものとみなす。
（立入検査の証明書）
第十二条　法第四十八条第五項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。
（供給確保促進業務の実施が困難となる事象等が発生したときの報告）
第十三条　指定金融機関は、供給確保促進業務を適切に実施することが困難となり、又は困難となるおそれが大きい事象が発生したと認めたときは、遅滞なく、内閣総理大臣及び財務大臣にその旨を報告しなければならない。
2　前項の報告は、内閣総理大臣又は財務大臣のいずれか一の大臣に報告することにより行うことができる。この場合において、当該報告は、当該一の大臣が報告を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。